

令和6年6月21日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 奥野弘佳

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 議案第36号 | 令和6年度精華町庁舎照明器具LED化工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第37号 | 損害賠償額の決定及び和解について | 原案可決 |
| 議案第39号 | 消防団小型動力ポンプ付積載車の取得について | 原案可決 |

【委員長報告】

| | | |
|--------|---------------------------------|------|
| 議案第36号 | 令和6年度精華町庁舎照明器具LED化工事請負契約の締結について | 原案可決 |
|--------|---------------------------------|------|

【概要】 庁舎内および庁舎敷地に設置の照明器具、約5,300箇所をLED化に改修工事するもの。契約金額は1億8,722万円

《質疑なし》

《討論なし》

| | | |
|--------|------------------|------|
| 議案第37号 | 損害賠償額の決定及び和解について | 原案可決 |
|--------|------------------|------|

【概要】 町内の公園において利用者が負傷した事故について、損害賠償額及び和解するもの

Q 事故発生から和解に至るまでの経過の説明を。

A 令和5年4月4日に事故は発生し、現地確認及び被害者と弁護士、保険会社を含め協議をし、被害者の治療に約1年かかり、令和6年3月に和解となった。

Q 当事者と直接話をしたのか。

A 現場を把握するため、当事者と弁護士同席のうえ、事実確認を行った。

Q 精華町の瑕疵の割合は。

A 弁護士と保険会社との協議を経て、被害損害賠償額50%と決定した。

Q 今回を教訓として、今後の本町の対応は。

A 今後は目視点検にとどまらず、日常点検を充実させ、場合によっては使用停止処置をした上で修繕などを考えている。

《討論なし》

| | | |
|--------|-----------------------|------|
| 議案第39号 | 消防団小型動力ポンプ付積載車の取得について | 原案可決 |
|--------|-----------------------|------|

【概要】 導入後20年が経過し、更新基準の15年を大幅に超えた車両であるため、更新するもの。取得金額は741万円

Q 今後の更新計画は。

A 更新基準の15年を超えているものが3台ある。今後、順次更新に努める。

Q 廃車後の活用は検討しているのか。

A 現時点では考えていない。

《討論なし》